建築物省エネ法判定業務規程

令和７年４月１日

特定非営利活動法人　都市づくり建築技術研究所

建築物省エネ法判定業務規程

目次

第１章　総則
　第１条（趣旨）
　第２条（基本方針）
　第３条（判定の業務を行う時間及び休日）
　第４条（事務所の所在地）
　第５条（判定の業務を行う区域）
　第６条（判定の業務を行う建築物の区分の範囲）

第２章　判定の業務の実施の方法
　第７条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等）
　第８条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）
　第９条（判定の実施方法）
　第 10 条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ）
　第 11 条（適合判定通知書の交付等）

第３章　適合性判定員等
　第 12 条（適合性判定員の選任）
　第 13 条（適合性判定員の解任）
　第 14 条（適合性判定員の配置）
　第 15 条（適合性判定員の教育）
　第 16 条（判定の業務の実施及び管理の体制）
　第 17 条（秘密保持義務）

第４章　判定料金等
　第 18 条（判定料金の納入）
　第 19 条（判定料金を減額するための要件）
　第 20 条（判定料金を増額するための要件）
　第 21 条（判定料金の返還）

第５章　雑則
　第 22 条（登録の区域等の掲示等）

第 23 条（判定業務規程の公開）
第 24 条（財務諸表等の備付け）
第 25 条（財務諸表等に係る閲覧の請求）
第 26 条（帳簿及び書類の保存期間）
第 27 条（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）
第 28 条（軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等）
第 29 条（電子情報処理組織に係る情報の保護）
第 30 条（判定の業務に関する公正の確保）
第 31 条（損害賠償保険への加入）
第 32 条（事前相談）

附則

第１章　総　　則

（趣　旨）

第１条　この判定業務規程（以下「規程」という。）は、特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所（以下「当機関」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第14条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第11条第１項及び第２項並びに法第12条第２項及び第３項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号。以下「施行規則」という。）第13条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、法第45条第１項の規定により必要な事項を定めるものである。

（基本方針）

第２条　判定の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

（判定の業務を行う時間及び休日）

第３条　判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前８時 30 分から午後５時 30 分までとする。

２　判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める国民の祝日

(3)　８月 13 日から８月 16 日まで

(4)　12 月 29 日から翌年の１月３日まで

３　判定の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に提出者又は申請者（以下「提出者等」という。）との間において判定の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前２項の規定によらないことができる。

（事務所の所在地）

第４条　本部の所在地は、京都府舞鶴市字喜多 1105 番１とする。

２　南部事務所の所在地は、京都府城陽市寺田東ノ口８番地の 13 とする。

（判定の業務を行う区域）
第５条　当機関の業務区域は、京都府全域とする。

（判定の業務を行う建築物の区分の範囲）
第６条　当機関は、法第 38 条第１項第１号イの(1)から(6)までに定める建築物の区分のうち、床面積合計 2,000 ㎡以内の建築物に係る判定の業務を行うものとする。

第２章　判定の業務の実施の方法

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等）
第７条　建築物エネルギー消費性能確保計画を提出（建築物エネルギー消費性能確保計画を通知する場合を含む。以下同じ。）しようとする者は、当機関に対し、施行規則第３条第１項に規定する書類を提出しなければならないものとする。
２　前項の規定にかかわらず、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする者は、当機関に対し、施行規則第４条第１項に規定する書類を提出しなければならないものとする。
３　軽微変更該当証明書の交付を求めようとする者は、当機関に対し、別記様式第１による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれその内容を確認するために必要な書類を添えたものを提出しなければならないものとする。
４　登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。次項において同じ。）であるものに対し、法第 11 条第１項に規定する特定建築行為（住宅の新築に限る。以下この項及び次項において同じ。）に係る住宅について設計住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 11 年建設省令第 20 号）第３条第１項に規定する変更設計住宅性能評価（次項において「変更設計住宅性能評価」という。）を除く。）の申請又は確認（同令第７条の２第１項に規定する変更確認（次項において「変更確認」という。）を除く。）の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書（同令第３条第１項に規定する設計評価申請添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は確認申請添付図書（同令第７条の２第１項に規定する確認申請書の添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建

築行為に係る建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、第１項にかかわらず、施行規則第３条第１項の表の各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

５　登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるもの（前項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。）に対し、特定建築行為に係る住宅について変更設計住宅性能評価の申請又は変更確認の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書又は確認申請添付図書を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、第２項の規定にかかわらず、施行規則第４条第１項の表の各項に掲げる図書（変更に係る部分に限る。）を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

６　前５項の規定により提出、通知又は申請される書類（以下「提出書類等」という。）を受けるに当たり、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）によることができる。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）

第８条　当機関は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請（以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」という。）があったときは、次の事項を審査し、これを引き受ける。

(1)　提出された建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請のあった計画の変更（以下「提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等」という。）が特定建築行為に係るものであること。

(2)　提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が、第６条に定める判定の業務を行う範囲に該当するものであること。

(3)　提出書類等に形式上の不備がないこと。

(4)　提出書類等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
(5)　提出書類等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
2　当機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その返却又は補正を求めるものとする。
3　提出者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引き受けできない理由を説明し、提出者等に提出書類等を返還する。
4　第１項により建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を引き受けた場合には、当機関は、提出者等と判定に係る契約を締結するものとする。
5　前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。
(1)　提出者等の協力義務に関する事項のうち、提出者等は、当機関の求めに応じ、判定のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
(2)　判定料金（証明料金を含む。以下同じ。）に関する事項のうち、次に掲げるもの。
(a)　判定料金の額に関すること。
(b)　判定料金の納入期日に関すること。
(c)　判定料金の納入方法に関すること。
(3)　判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
(a)　適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下この条において「適合判定通知書等」という。）を交付し、又は適合判定通知書等を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
(b)　提出者等の非協力、第三者の妨害、天災その他の当機関に帰することのできない事由により業務期日が遅延する場合には、提出者等と協議の上、業務期日を変更できること。
(4)　契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
(a)　適合判定通知書等の交付前までに提出者等の都合により建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合においては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げ、別件として再度提出等を行わなければならないものとし、この場合においては、元の判定に係る契約は解除されること。
(b)　提出者等は、適合判定通知書等が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
(c)　提出者等は、当機関が行うべき判定の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った判定料金の返還を請求で

きるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(d)　当機関は、提出者等の必要な協力が得られないこと、判定料金が納入期日までに支払われないことその他の提出者等に帰すべき事由が生じた場合においては、提出者等に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(e)　(d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の判定料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(5)　当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。

(a)　当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。

(b)　当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。

(c)　提出書類等に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該判定の結果について責任を負わないこと。

（判定の実施方法）

第９条　当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに判定マニュアルに従い、判定を法第 42 条に規定する適合性判定員に実施させる。

２　判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者（以下「適合性判定補助員」という。）は、適合性判定員の指示に従い、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付、建築物エネルギー消費性能確保計画の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。

３　適合性判定員は、判定のために必要と認める場合においては、提出者、申請者又は設計者に対し、必要な書類の閲覧又は提出を求める。

４　当機関は、提出書類等の記載内容に虚偽があると認められた場合、判定を行えない旨及びその理由を提出者等に通知する。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ）

第 10 条　提出者等は、適合判定通知書等の交付前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出する。

２　前項の場合においては、当機関は、判定の業務を中止し、提出書類等を提出者等に返却する。

（適合判定通知書の交付等）

第 11 条　当機関は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを判定したときにあっては、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、適合判定通知書を提出者に交付する。

２　当機関は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを判定したときにあっては適合しない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないときにあっては適合するかどうか決定できない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、提出者にそれぞれ交付する。

３　当機関は、第１項及び第２項にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に当該提出者に適合判定通知書を交付することができない次に掲げる合理的な理由があるときは、28 日の範囲内において、その期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に提出者に交付する。

(1)　提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

(2)　判定に必要な提出者の協力が得られなかったことその他の当機関の責めに帰すことのできない事由により、判定を行えなかったとき。

(3)　判定料金が納入期日までに納入されていないとき。

(4)　建築物の規模・用途や設計上の特徴その他の判定結果を確定するために時間を要するやむを得ない事情があるとき。

４　当機関は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第５条（第９条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当することを確認したときにあっては、速やかに別記様式第２による軽微変更該当証明書を交付する。

５　当機関は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更に該当しないことを確認したときにあっては別記様式第３による軽微な変更に該当しない旨の通知書を、軽微な変更に該当するかどうかを決定することができないときにあっては別記様式第４による軽微な変更に該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者にそれぞれ交付する。

６　適合判定通知書の交付番号は別表１に、軽微変更該当証明書の交付番号は別表２に定める方法に従う。

７　適合判定通知書、第２項若しくは第３項の通知書又は軽微変更該当証明書若しくは第５項の通知書（以下「適合判定通知書等」という。）の交付については、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第３章　適合性判定員等

（適合性判定員の選任）

第 12 条　当機関の長（以下「理事長」という。）は、判定の業務を実施させるため、施行規則第 36 条に定める要件を満たす者のうちから、適合性判定員を選任するものとする。

２　適合性判定員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

３　適合性判定員の数は、法第 38 条第 1 項第 1 号に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

（適合性判定員の解任）

第 13 条　理事長は、適合性判定員が次のいずれかに該当するときは、その適合性判定員を解任するものとする。

(1)　業務違反その他適合性判定員としてふさわしくない行為があったとき。

(2)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

（適合性判定員の配置）

第 14 条　判定の業務を実施するため、適合性判定員を本部に１人以上、南部事務所に１人以上配置する。

２　前項の適合性判定員は、公正かつ適確に判定の業務を行わなければならない。

３　事務所において、適合性判定員が病気等の事情により、判定の業務を実施できない場合、及び緊急の場合等は本部の適合性判定員が南部事務所の判定の業務を、南部事務所の適合判定員が本部の判定の業務を、臨時に行う。

４　当機関は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出件数が一時的に増加することその他の判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな適合性判定員を選任することその他の適切な措置を講ずる。

（適合性判定員の教育）

第 15 条　適合性判定員の資質の維持向上を図るため、適合性判定員に対し、年１回以上、当機関の行う判定の業務に関する研修を受講させるものとする。

（判定の業務の実施及び管理の体制）

第 16 条　判定の業務に従事する職員を、第 14 条第１項の規定により配置された適合性判定員を含め、本部に１人以上、南部事務所に１人以上配置する。

２　当機関は、法第 38 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に省エネ業務管理責任者を任命する。

３　専任の管理者は、判定の業務を統括し、判定の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての適合判定通知書等の交付について責任を有するものとする。

（秘密保持義務）

第 17 条　当機関の役員及びその職員（適合性判定員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第４章　判定料金等

（判定料金の納入）

第 18 条　提出者等は、別表３に定める判定料金を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

２　前項の納入に要する費用は提出者等の負担とする。

（判定料金を減額するための要件）

第 19 条　判定料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

(1)　建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、建築基準法第６条の２第１項の確認の申請又は同法第 18 条第４項の通知を行うとき。

(2)　標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できると当機関が判断したとき。

(3)　あらかじめ当機関が定める日又は期間内に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行ったとき。

(4)　あらかじめ当機関が指定するソフトウェアを用いて提出書類等を作成し、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等をするとき。

(5)　第７条第４項又は第５項に基づき、登録建築物エネルギー消費性能判定

機関であって登録住宅性能評価機関であるものに対し、設計住宅性能評価の申請若しくは確認の求めをする又は変更設計住宅性能評価の申請若しくは変更確認の求めをするとき。

（判定料金を増額するための要件）

第20条　判定料金は、複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとして当機関が判断した場合、増額することができるものとする。

（判定料金の返還）

第21条　納入した判定料金は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第５章　雑則

（登録の区域等の掲示等）

第22条　当機関は、登録の区域その他の事項を、判定の業務を行うすべての事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ（http://www.machiken.net/）において公表するものとする。

（判定業務規程の公開）

第23条　当機関は、この規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

（財務諸表等の備付け）

第 24 条　当機関は、毎事業年度経過後３月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び活動計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財務諸表等」という。）を作成し、５年間事務所に備えて置くものとする。

（財務諸表等に係る閲覧等の請求）

第 25 条　利害関係人は、当機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1 枚につき 1,100 円を支払わなければならないものとする。

(1)　財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(2)　前号の書面の謄本又は抄本の請求

(3)　財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(4)　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、当機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(a)　当機関の使用に係る電子計算機と法第 46 条第２項第４号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(b)　磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

(c)　(a)及び（b）に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

（帳簿及び書類の保存期間）

第 26 条　帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

(1)　法第 47 条第１項の帳簿　建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の全部を廃止するまで

(2)　提出書類、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る契約書その他建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類　15 年間

（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）

第 27 条　前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、建築物エネルギー消費性能適合性判定中にあっては特に必要がある場合を除き事務所内において、建築物エネルギー消費性能適合性判定終了後は施錠できる室、ロッカーその他の秘密が漏れることのない確実な方法で行う。

２　前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は

磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

（軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等）

第 28 条　当機関は、法第 47 条第 1 項の帳簿に準じて軽微変更該当証明に係る帳簿を備え付け、これを保存することとする。

２　当機関は、法第 47 条第２項の書類に準じて第７条第３項の申請書類、軽微変更該当証明に係る契約書その他証明に要した書類を保存することとする。

３　第１項の帳簿及び第２項の書類の保存期間は第 26 条に、当該帳簿及び書類の保存及び管理の方法は第 27 条に、それぞれ準ずることとする。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第 29 条　当機関は、電子情報処理組織による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付及び適合判定通知書等その他の図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

（判定の業務に関する公正の確保）

第 30 条　理事長、役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

２　当機関の役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

(1)　設計に関する業務

(2)　販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

(3)　建設工事に関する業務

(4)　工事監理に関する業務

３　当機関の役員又は職員（適合性判定員を含む。）で、当機関以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去２年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員（適合性判定員を含む。）は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

(1)　当機関に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合

(2)　当機関に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について前項(1)から(4)までに掲げる業務を行った場合

４　第１項から前項までに掲げる場合に準ずる場合であって、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

５　適合性判定員又は当機関の役員若しくは職員以外の者は、判定の業務に従事してはならない。

（損害賠償保険への加入）

第 31 条　当機関は、判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（てん補限度額が年間３千万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの。）を締結するものとする。

（事前相談）

第 32 条　提出者等は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合において、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

（附則）

この規程は、令和３年１月１日より施行する。
この規程は、令和３年４月１日より施行する。
この規程は、令和３年６月１日より施行する。
この規程は、令和５年４月１日より施行する。
この規程は、令和５年１０月１日より施行する。
この規程は、令和７年４月１日より施行する。

別表１

適合判定通知書の交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○－○○－○○○○－○－○－○○○○○

１～３桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「０９０」）
４～５桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号 ０１：本部　　０２：南部事務所
６～９桁目	西暦
10 桁目	１：新築 ２：増築・改築
11 桁目	１：床面積の合計が 300 ㎡未満 ２：床面積の合計が 300 ㎡以上 1,000 ㎡未満 ３：床面積の合計が 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満 ４：床面積の合計が 2,000 ㎡
12～16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、００００１から順に付するものとする。）

別表２

軽微変更該当証明書の交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○－○○－○○○○－○－○－○○○○○

１～３桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「０９０」）
４～５桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号 ０１：本部　　０２：南部事務所
６～９桁目	西暦
10 桁目	１：新築 ２：増築・改築
11 桁目	１：床面積の合計が 300 ㎡未満 ２：床面積の合計が 300 ㎡以上 1,000 ㎡未満 ３：床面積の合計が 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満 ４：床面積の合計が 2,000 ㎡
12～16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、００００１から順に付するものとする。）

別表３　【判定料金】

2025.4.1

省エネルギー消費性能適合判定業務判定料金表（消費税 10%を含む）

■建築物省エネ法判定業務規程第 18 条における判定料金を下記のとおり定めます。

		対象面積の合計	料　　金
住宅	戸　建　て	2,000㎡以下	３３，０００円
	共同住宅等	2,000㎡以下	Ｍ（※）×５，５００円 ＋２２，０００円

モデル建物法			
	対象面積の合計	工場等以外	工場等
非住宅	100㎡以下	３３，０００円	３３，０００円
	100㎡超300㎡以下	６６，０００円	５５，０００円
	300㎡超500㎡以下	１３２，０００円	６６，０００円
	500㎡超1,000㎡以下	１４３，０００円	７７，０００円
	1,000㎡超2,000㎡以下	１７６，０００円	１１０，０００円
標準入力法（主要室入力法を含む。）			
	対象面積の合計	工場等以外	工場等
非住宅	300㎡以下	１８７，０００円	１５４，０００円
	300㎡超500㎡以下	１９８，０００円	１７６，０００円
	500㎡超1,000㎡以下	２９７，０００円	１９８，０００円
	1,000㎡超2,000㎡以下	３３０，０００円	２０９，０００円

※　Ｍ：外皮計算書の数（同一評価内容の住戸を除く。）

※　ＲＣ造等住宅の場合は、料金表の額より33,000円（消費税10%を含む。）を加算する。

※　共有部分を計算する場合は、22,000円（消費税10%を含む。）を加算する。

※　面積の算定については、原則、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。

※　一つの確認申請に適合性判定対象建築物が複数棟ある場合、各棟ごとの料金の合計額を徴収する。

※　複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合、住宅部分の料金に非住宅部分による料金を加算する。

※　建築物全てが省エネ計算対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法を使用する際にその対象となる室がない場合は、一律22,000円（消費税 10%を含む。）とする。

なお、計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合も同様とする。

※　計画変更の料金は、変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る。）に応じて算定される判定料金の２分の１の額とする。

※　軽微変更該当証明の料金は、当初申請された判定料金の２分の１の額とする。

※　当研究所の他の業務で同一の省エネ性能の審査を行った物件については、料金表の額より22,000円（消費税10%を含む。）を減額する。

※　判定料金表によらない場合は、別途協議する。

別記様式第１

（第一面）

軽微変更該当証明申請書

年　　月　　日

登録建築物エネルギー消費性能判定機関　　殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代　表　者　の　氏　名
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第５条（同規則第９条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】　　第　　号
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】　令和　　年　　月　　日
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年　　月　　日	年　　月　　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

別記様式第２

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の規定による
軽微変更該当証明書

第　　号
令和　　年　　月　　日

建築主　　様

登録建築物エネルギー消費性能判定機関

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第５条（同規則第９条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

１．申請年月日　　令和　　年　　月　　日
２．建築場所
３．建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

別記様式第３

軽微な変更に該当しない旨の通知書

第　　号
令和　　年　　月　　日

建築主　　殿
登録建築物エネルギー消費性能判定機関

別添の軽微変更該当証明申請書及び添付図書に記載の計画の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第５条（同規則第９条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当しないことを確認しましたので、通知します。

記

（理由）

別記様式第４

軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない旨の通知書

第　　号
令和　　年　　月　　日

建築主　　殿
登録建築物エネルギー消費性能判定機関

下記による軽微変更該当証明申請書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第５条（同規則第９条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当するかどうかを決定することができないので、通知します。

記

１．申請年月日　　令和　　年　　月　　日付け　第　　号
２．建築場所

（理由）

（備考）